

基本構想





第 1 章

まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念とは、本市が長期的展望のもと、計画的なまちづくりを進める上で、基本的な考え方を示すものです。

そのため、第5次下田市総合計画では、市民の生活の信条となる市民憲章を踏まえ、次のとおり基本理念を定め、市民一人ひとりが本市の大切な資源である自然や歴史、文化に対する理解を深め、郷土に誇りと愛着を持ち、住み続けたいとなるまちを目指します。

まちづくりの基本理念

「下田を愛する、市民を始めとする幅広い人の参加により、
本市の持つ自然や歴史、文化を活用し、市民一人ひとりが
誇りを持って暮らすことのできるまちづくり」





第2章

まちの将来像

人口減少や少子高齢化等、厳しい社会環境が続く中、まちづくりの基本理念や主要な課題を踏まえ、市民との協働のもと、人と人、都市部と地方の多様なつながりを活かす魅力と活力にあふれる未来のまちを目指して、第5次下田市総合計画のまちの将来像を以下のとおり示します。

まちの将来像

時代の流れを力に つながる下田 新しい未来

時代の流れを力に

- 今までの時代と新しい時代の流れを力にする
- “都会から地方へ”、“地方から世界へ”という新しい地方の時代
- 急速に進展する情報通信技術の活用
- 地方の有する豊かな空間性等の強みや可能性を最大限に駆使

つながる下田

- 「関係人口」の創出・拡大
- 人と地域の絆の強化
- 賀茂・伊豆圏域の市町との連携
- 市民と多様な主体（民間企業、大学、NPO等）が下田で協働

新しい未来

- 新たな暮らしのスタイルの確立や、新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進など、これまででない“新しい価値”を創出し、明るく希望の持てる未来を築く





【まちの将来像の4つの視点】

視点1 新たな社会環境への対応

南海トラフ巨大地震や激甚化する風水害等の自然災害や感染症等の危機に対して、強靱で自律的な地域経済への変革が求められています。また、感染症の拡大により顕在化した人口の東京一極集中に対するリスク回避や、「新しい生活様式」への転換は、組織や場所にとらわれない生活や働き方の選択を生み出し、さらに都市部から地方への「人やもの」の流れが加速していくことが予想されます。

この時流を捉え、社会環境の変化を力に変えていくことが必要です。

視点2 新たな人の流れ、つながりの構築

社会環境の変化に伴い、都市部から地方への人の流れ、都市と地方との多様なかかわり方が増していくことが予想されます。

都市部との多様なつながりは、まちの活性化や移住・定住の促進に加え、まちづくりの新しい視点を獲得することができ、市民の更なる成長や自己実現の機会等をもたらすことから、「関係人口」の創出・拡大に努め、地域の枠を越えた多様で持続的なつながりを構築することが必要です。

視点3 地域の絆の強化

市民や地域の課題が多様化・複雑化していく一方、現役の担い手世代が減少し、地域における支え合いの基盤の弱体化が懸念されています。

地域課題の解決のためには、地域共生社会の視点に立ち、支え手と受け手に分かれるのではなく、多様な人材や組織が参画し、市民との連携・協働による基盤強化に努め、誰もが役割を持ち、制度・分野・世代等を超えて互いに支え合う地域の絆を再構築することが必要です。

視点4 情報通信技術の活用

情報通信技術は、市民サービスの効率化や質の向上とともに、多くの情報を地域に発信できることから、市民生活をより便利で豊かにするツールとしての活用が期待できます。

また、データの利用により、地域の問題や課題の抽出、ターゲットを絞った効果的な経済戦略の作成など、様々な分野の課題解決も期待できることから、組織や地域の枠を越えた多様な主体がつながるネットワーク型社会への対応等も含め、これからの新たな社会への対応には積極的な活用が必要です。





第3章

計画の基本指標

人口（量）、市民の想い（質）の両面から本市の「まちづくり」の状況を把握するため、「まちの将来像」の実現の指標として、「将来人口」と「市民の定住意向」を設けました。

さらに、地域や地域の人々と多様にかかわる「関係人口」についても重要な要素として捉え、関係人口の拡大・創出を促進します。

1 将来人口

（1）将来人口の考え方

本市の総人口は、令和2年4月時点で21,080人（住民基本台帳）であり、将来に向かって人口減少が続くことが予想されています。人口の減少により労働力の低下、消費需要の縮小など市民生活への影響が懸念されます。

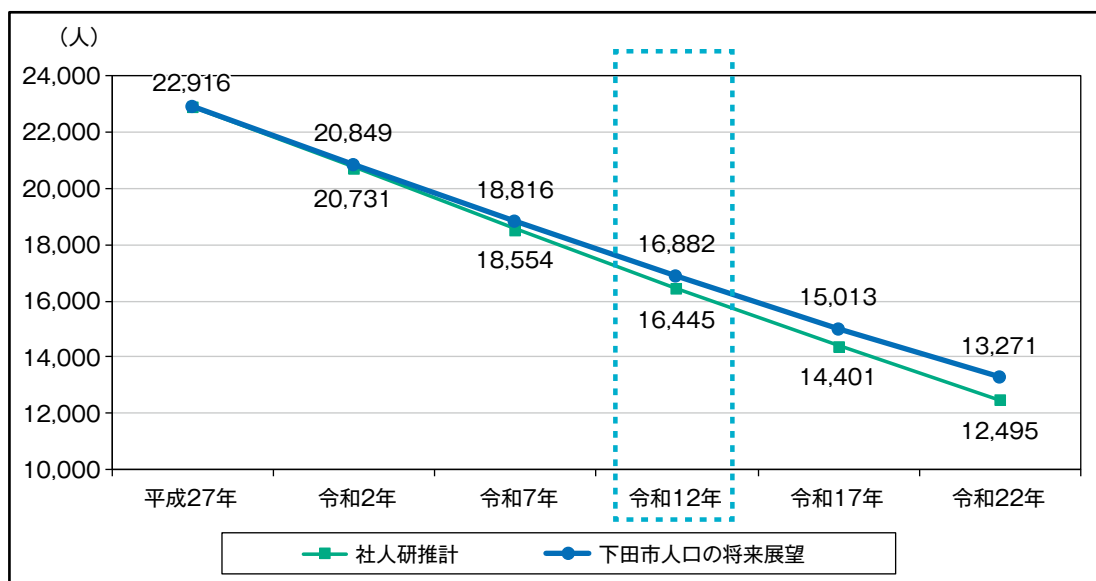
本計画の指標とする将来人口は、時代背景や下田市人口ビジョン、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（ともに令和元年度策定）との整合を図って設定します。

（2）指標とする将来人口

平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が発表した推計では、本市の令和12年の人口は16,445人になることが予測されています。

本計画では、下田市に住み続けたい、住んでみたいと思われる施策を総合的に展開することにより、自然動態・社会動態の改善に努め、令和12年における将来人口を約17,000人とします。

【人口の見通し】



注：平成27年の値は、国勢調査による実績値。令和2年から令和22年までの値は、「社人研推計」が国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」による推計値、「下田市人口の将来展望」が「下田市将来人口ビジョン」における市独自推計による推計値





2 市民の定住意向（“これからも住み続けたい”という思い）

（１）市民の定住意向の考え方

人口減少が進む中、「まちの将来像」の実現に向けた施策を推進することによって、市民一人ひとりが誇りを持って、「これからも住み続けたい」という思いとともに暮らすことのできるまちづくりが必要です。

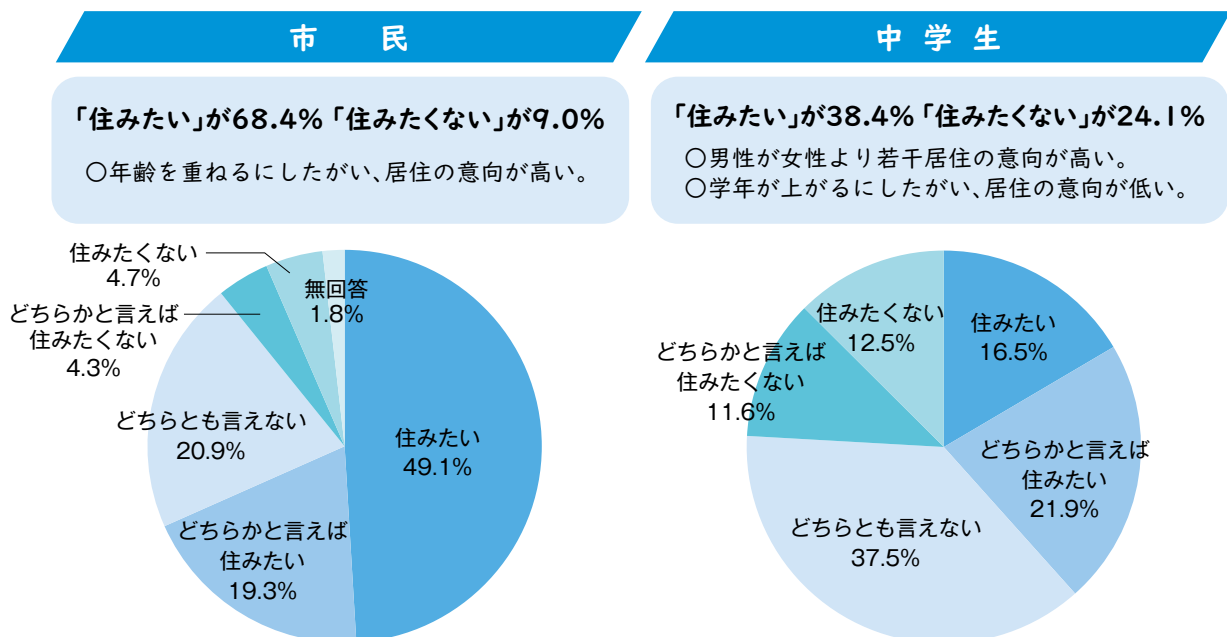
このような思いを持つ市民の姿を発信することにより、関係人口の拡大、ひいては定住人口の増加につながっていきます。

（２）指標とする市民の定住意向

本市が令和元年９月に市民、中学生を対象に実施した調査において、「今後も下田市に住みたい」と回答した人の割合は、一般68.4%、中学生38.4%となっています。

市では、定期的に意識調査を行って市民の意識の把握に努めるとともに、計画の推進により市民、中学生の定住意向の上昇を目指します。

<市民・中学生の定住意向（令和元年９月実施 市民及び中学生の意識調査結果より抜粋）>



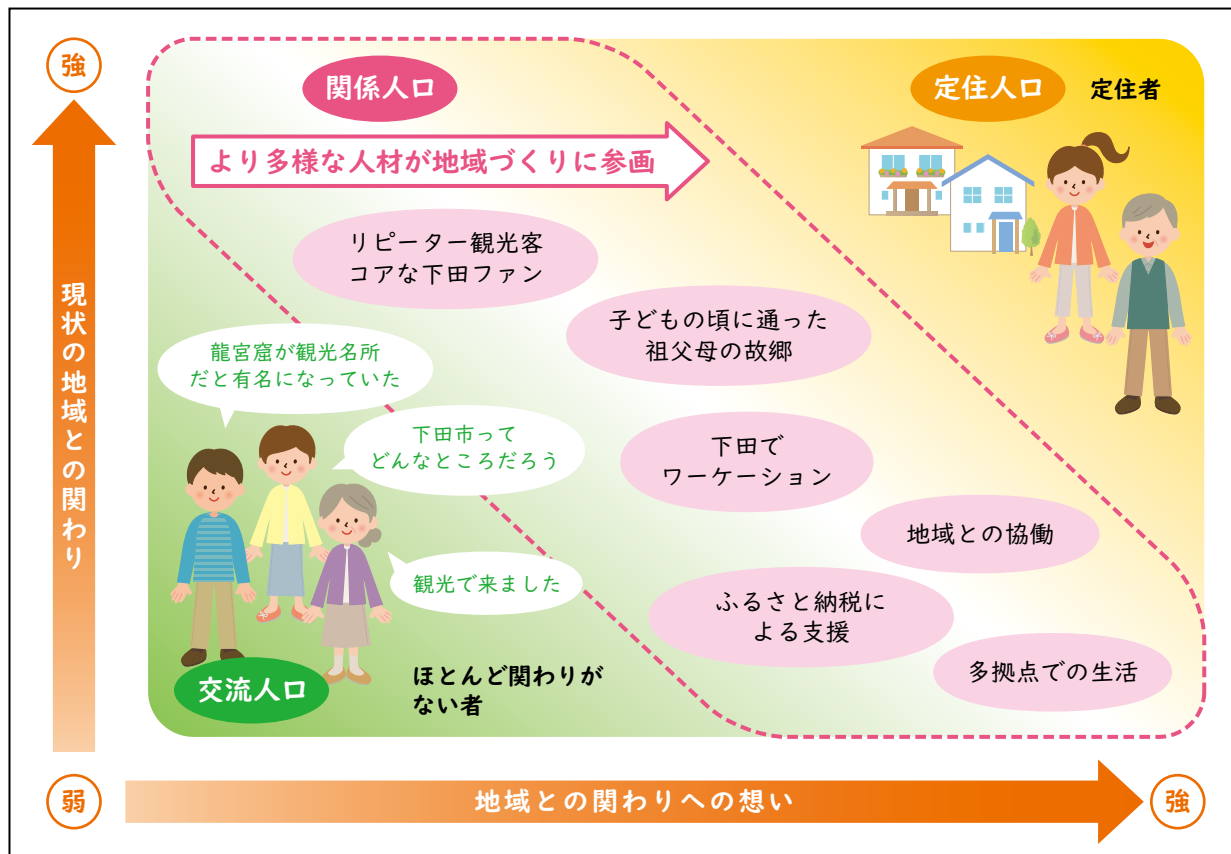


3 関係人口の創出、拡大 (下田市や下田市の人々と多様にかかわる人々)

人口減少・高齢化により直面する地域づくりの担い手不足に対して、本市への関心やかかわりを深める中で築いた縁（関係）が、地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を広げることにつながることから、こうした地域外の人材に地域づくりの担い手として参画してもらうことが求められています。

関係人口は、現在のところ統計的な定義はありませんが、この概念を取り入れて、人口減少対策に取り組み、関係人口を含めた本市にかかわる人々のつながりにより、にぎわいと魅力のあふれるまちを目指します。

<関係人口(総務省ホームページ「地域への新しい入り口 関係人口ポータルサイト」資料を改変)>





第4章

土地利用構想

Ⅰ 土地利用の基本方針

土地は、限られた貴重な資源であるとともに、市民生活や産業活動の共通の基盤であり、その利用の在り方は、市民の生活や地域の発展と深くかかわることになります。

本市では、現在、伊豆縦貫自動車道の整備や下田港防波堤（外防波堤）の整備が進められており、これらは、新たな交流や減災機能の強化など、本市の持続的な発展やまちの活力に大きく寄与するものです。

一方、人口減少・少子高齢化による人口構造の変化や大規模災害への対応等が課題となっています。

こうした変化や課題を的確に捉え、本市の特性を活かしながら、総合的で長期的な視点に立った土地利用を目指します。

なお、具体的な土地利用の指針は、都市計画マスタープラン等により示すことにします。

（１） 自然環境の保全

本市の海岸や山林などの自然は、市民の社会生活の基盤であると同時に観光資源としても重要な要素となっています。地球規模での環境問題が着目されるとともに、都市から地方への流れが高まる中、本市の貴重な財産として、自然環境の保護・保全に努め、将来にわたって継承していかなければなりません。

本市の自然環境を守るため、海と森、上流と下流を常に一体的に捉え、環境と景観の基盤である森林や海岸線の保全を図り、自然と共生した土地利用を推進します。

（２） 地域特性を活かした土地の有効利用

本市が持つ自然や歴史、文化は、地域を輝かせる重要な要素です。市民が愛着と誇りを持ち、住みやすさを実感できる郷土づくりを目指し、それぞれの地域の持つ個性や特性を十分に活かした土地利用を推進します。

（３） 安心して暮らすことのできる土地利用

本市は、地理的な要因から自然災害を受けやすい立地条件にあり、静岡県第4次地震被害想定や稲生沢川洪水浸水想定、土砂災害警戒区域等で示されているように、市内の多くの地域で被害が発生するおそれがあります。また、限られた平坦地に居住空間や工業・商業地域などが形成されているため、市民が生活を営む上で交通問題や生活環境問題などの課題も抱えています。

自然災害から市民生活や訪れる人の安全を確保するための防災基盤整備を実施し、災害に強い安全で快適な居住空間の確保に努め、安心して暮らすことのできる土地利用を推進します。





2 区分別土地利用構想

(1) 土地利用区分の位置付け

自然との共生を図りつつ、産業の活性化と安心できる生活環境づくりを進めるため、市域を機能別に「ゾーン」設定し、ゾーンごとの特徴に対応した土地利用を推進します。

- ① <みなとまちゾーン> 産業経済、交通、文化などの中枢を担うゾーン
 - ② <集落ゾーン> 住みよい生活環境の整備を進めるゾーン
 - ③ <森林ゾーン>
 - ④ <農用地ゾーン>
 - ⑤ <水系ゾーン>
- } 自然環境の保全を前提に調和のとれた活用を目指すゾーン

また、市民生活に特に大きな影響を及ぼす市域を「エリア」として設定し、ゾーン別土地利用構想と重複した土地利用を推進します。

- A <海岸エリア> 富士箱根伊豆国立公園に指定されている海岸線及びその周辺地域
- B <水源エリア> 稲生沢川上流の水源保護地域
- C <高規格幹線道路周辺エリア> 伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域

(2) ゾーン別土地利用構想

① <みなとまちゾーン>

下田港と中心市街地一帯は、津波や洪水等による被害が想定されていますが、本市の生活文化や産業経済、交通などの機能が集積しており、観光や交流など市民生活の中心的拠点として位置付けます。

みなとまちゾーンでは、生活・経済機能の充実のための社会基盤整備を図るとともに、避難路の整備等による防災対策を講じ、自然や歴史・文化資源を活用し、まちなみ景観に配慮した整備を推進します。

② <集落ゾーン>

みなとまちゾーンを除く既存の住宅地は、市民の生活の場であり、また、別荘などの交流型居住の場も含まれます。

集落ゾーンでは、津波や洪水等による被害のほか、土砂災害の危険性を伴う地域もあり、地域の実情に応じた防災対策を講ずるとともに、道路や公園などの基盤整備や生活関連公共施設の整備を計画的に進め、居住環境の向上に努めます。





③ <森林ゾーン>

本市の大半を占める山林部では、自然の生態系を維持する機能を保全するとともに、森林にふれあう場としての活用を周辺との調和を図りながら推進します。

特に山林や里山の荒廃を防止し、自然破壊につながる無秩序な開発と土砂災害の抑制に努め、水源涵養や保水能力などの国土保全機能や森林・田園風景を維持します。

④ <農用地ゾーン>

農用地については、経済性の確保を図るため、効率的な営農に対応する農業基盤の維持管理や、軽微な整備を進め、農村集落環境の保全に努めます。

また、土砂や洪水による災害対策を講ずるとともに、国土保全に果たす農用地の役割を維持し、田園風景を守るため、耕作放棄地や農用地の有効利用を積極的に推進します。

⑤ <水系ゾーン>

河川については、洪水浸水想定を踏まえ、河川改修などの治水対策を推進するとともに、単なる排水路としての機能だけではなく、親水性や河川景観の創出に努めます。また、流域を一体と捉え、生態系や水循環系に配慮した河川周辺整備を推進します。

(3) エリア別土地利用構想

A <海岸エリア>

自然破壊につながる無秩序な開発を抑制し、砂浜や断崖が創り出す自然景観や海浜環境の保全に努めます。

また、津波や高潮に対し、避難路の整備等による防災対策を講ずるとともに、周辺の自然環境との調和を図りながら、海に親しむ場や漁業・海浜レクリエーションなどを振興するための整備を推進します。

B <水源エリア>

良質な水を将来にわたり守るため、土砂や洪水による災害対策を講ずるとともに、自然破壊につながる無秩序な開発を抑制し、水源涵養や保水能力の保全に努めます。

C <高規格幹線道路周辺エリア>

伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域は、地域の特性を踏まえ、既存の住環境との調和に配慮した土地利用を図ります。





【区分別土地利用構想図】



注：伊豆縦貫自動車道 I.C 名称は、仮称です。





第5章 まちづくりの柱

「まちづくりの柱」とは、「まちづくりの基本理念」のもと、まちの将来像を実現するため、今後重点的に目指していく本市の姿勢を示したものです。

美しく生活しやすいまち

本市の魅力であり、市民の財産である自然、歴史、文化を将来に継承し、まちづくりに活用していきます。また、快適で良好な住環境を提供し、住む人も訪れる人も自然のやすらぎと歴史への親しみを感じられる、美しく生活しやすいまちを目指します。

主な取組の方向性

- ・ 自然環境や景観の保護・保全
- ・ 6 Rの推進や廃棄物の再資源化
- ・ 道路や公園、公共交通等の各種インフラ整備

郷土への誇りと愛着を育むまち

子どもたちが、未来の下田を担う人材になれるよう、魅力ある教育内容を提供し、確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成に取り組めます。また、市民がまちに愛着を持ち、地域を支える人材となって、自分らしく輝いて暮らせる環境づくりを目指します。

主な取組の方向性

- ・ 自然体験等を通じた郷土愛を育む教育の実施
- ・ ICT環境の整備等による先端教育の普及
- ・ 生涯学習の充実や国際交流の推進

人が集い、活力のあるまち

従来の観光に磨きをかけ、さらに、日々の価値観やライフスタイルの変化を捉え、生活と観光のいずれも楽しめる魅力あるまちづくりに取り組めます。また、幅広い人々が集う、にぎわい、協働してまちづくりに取り組む活力のあるまちを目指します。

主な取組の方向性

- ・ 自然や景観を活かした新たな生活スタイルや楽しみ方の提供
- ・ 関係人口の創出・拡大、移住者の増加
- ・ 関係人口とのつながりを活用した地域課題の解決

安全・安心なまち

自然災害の脅威、犯罪や事件・事故に備え、市民の生命・財産を守り、安全・安心を実感できるまちを目指します。また、障害・年齢・性別等にかかわらず、誰もが個性を認め、互いに支え合いながら、心身ともに健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

主な取組の方向性

- ・ 防災・減災対策、消防・救急体制の整備
- ・ ライフステージに応じた健康づくり、地域医療体制の強化
- ・ 子育て環境や地域コミュニティの充実
- ・ 高齢者及び障害者（児）に対する福祉の充実





第6章

第5次下田市総合計画の体系

基本構想

まちづくりの基本理念

下田を愛する、市民を始めとする幅広い人の参加により、
本市の持つ自然や歴史、文化を活用し、
市民一人ひとりが誇りを持って暮らすことのできるまちづくり

まちの将来像

時代の流れを力に つながる下田 新しい未来

まちづくりの柱

美しく
生活しやすいまち

郷土への誇りと
愛着を育むまち

人が集い、
活力のあるまち

安全・安心なまち

基本計画（分野別計画）

自然環境・生活環境	子育て・教育	観光・産業・雇用・移住促進	都市基盤整備	危機管理	健康・福祉	共生社会
環境保全 景観形成 上下水道 ほか	子育て支援 学校教育 生涯学習 ほか	観光、商工業 農林水産業 雇用 ほか	道路、交通 港湾	危機管理 消防・救急 防犯・交通 安全	健康づくり 地域福祉 地域医療 ほか	コミュニティ 市民協働 共生社会
行財政改革						
行財政運営 組織・人材						

